



# 宮 崎 県 公 報

平成26年4月14日(月曜日) 第 2581 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( “ ) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事

頁

- 業所) の所在地の変更…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… ( “ ) 3
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 3

### 公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4
- 大規模小売店舗の新設に関する届出 …… (商工政策課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 4
- 基本測量終了の通知…………… (管理課) 4
- 公共測量の実施の通知…………… ( “ ) 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 276号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
Ken うるおい 歯科	児湯郡都農町大字川北 5215-1	平成26年3月17日

### 宮崎県告示第 277号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション湯癒亭	児湯郡川南町大字川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室

#### 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡川南町大字川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室	児湯郡川南町大字平田2379-1	平成26年4月1日

### 宮崎県告示第 278号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
日高胃腸科内科医院	延岡市出北1丁目16番1号	平成26年3月28日

### 宮崎県告示第 279号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション 延岡北	延岡市日の出町一丁目4-4 サンプルビル 102A	平成26年4月1日
有限会社万能薬品	都城市山田町山田3880-1	いいの薬局	えびの市大字原田字建山2237番地7	平成26年4月1日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目1646番地1	大貫内科	延岡市大貫町5丁目1646番地1	平成26年4月1日
株式会社サン・ルーム	延岡市平田町2347番地	株式会社サン・ルーム 日向営業所	日向市大字財光寺長江426-1	平成26年3月1日
株式会社エスプリ	北諸県郡三股町花見原3番地9	エスプリ都城デイサービスセンター	北諸県郡三股町大字宮村一万城2751-25	平成26年3月1日
株式会社リーフ	日南市大字平野1512番地3	よつば通所介護事業所	日南市大字平野1512番地3	平成26年3月1日
株式会社サルビア	都城市太郎坊町2001番地1	デイサービスサルビア	都城市太郎坊町2001番地1	平成26年3月1日
株式会社リーフ	日南市大字平野1512番地3	よつば訪問介護事業所	日南市大字平野1512番地3	平成26年3月1日
特定非営利活動法人青空会	日向市大字富高6276番地127	デイサービスあおぞら	日向市東郷町山陰辛753番地1	平成26年3月1日
株式会社宮崎ヒューマンサービス	都城市平江町43号6番地1	株式会社宮崎ヒューマンサービス 小林営業所	小林市真方273-6	平成26年2月1日
株式会社宮崎ヒューマンサービス	都城市平江町43号6番地1	株式会社宮崎ヒューマンサービス	日向市大王町1丁目81番地	平成26年2月1日

		日向営業所		
医療法人社団大和会	西都市御船町二丁目45番地	大塚病院デイサービスにこにこ	西都市御船町2丁目51番地	平成26年2月1日
有限会社佐藤幹薬局	延岡市東本小路132番地	木城薬局	児湯郡木城町大字高城3848番地3	平成26年1月1日
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	東臼杵郡門川町大字加草1541番地1	訪問看護ステーションひむか	東臼杵郡門川町大字加草1541番地1	平成26年1月1日
総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号	そうごう薬局 細野店	小林市細野1617番1	平成25年12月1日

宮崎県告示第 280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団康晏堂石内医院	延岡市川島町1644番地1	居宅介護支援事業所「東海の風」	延岡市川島町1644番地1	平成26年4月1日

宮崎県告示第 281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
有限会社 エコフィ ールド	児湯郡川南町大字 平田2379-1	ケアステ ーション 湯癒亭	児湯郡川南町大字 川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡川南町大字川 南 13675番地83 恵 比寿ガーデン 102号 室	児湯郡川南町大字平 田2379-1	平成26年 4 月 1 日

## 宮崎県告示第 282号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
医療法人 社団森山 内科・外 科クリニ ック	都城市南鷹尾町24 -20	森山内科 ・外科ク リニック 指定居宅 介護支援 事業所	都城市南鷹尾町24 -20
有限会社 エコフィ ールド	児湯郡川南町大字 平田2379-1	居宅介護 支援事業 所湯癒亭	児湯郡川南町大字 川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市南鷹尾町24- 20	都城市南鷹尾町11街 区40号	平成26年 2 月28日

児湯郡川南町大字川 南 13675番地83 恵 比寿ガーデン 102号 室	児湯郡川南町大字平 田2379-1	平成26年 4 月 1 日
--	----------------------	---------------

## 宮崎県告示第 283号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人日章福祉 会	宮崎市丸島 町 2 番36号	日章野菊の 里 障害者 地域支援セ ンター	小林市堤21 37-1	平成26年 3 月31日
株式会社ハ ンドイン	都城市小松 原町10号 6 番地 都城 N. S プラ ザビル	デイベー ス サルビ ア	都城市太郎 坊町2001番 地 1	平成26年 2 月28日

## 宮崎県告示第 284号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字古屋敷 459-1
  - 指定の目的 水源の涵養
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類  
50ℓ券6枚
- 2 用途  
漁船
- 3 記号及び番号  
50ℓ券F 7300364～F 7300369
- 4 有効期間  
平成25年12月1日から平成26年5月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
宮崎県漁業協同組合連合会 北浦事業所
- 6 紛失年月日  
平成26年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス宮崎空港店  
宮崎市大字赤江字飛江田 145番1、146番1及び157番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年11月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,780㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 74台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南西側 7台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南東側 27㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内南東側 9m

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地南西側及び南東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成26年3月26日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成26年4月14日から平成26年8月14日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
平成26年4月14日から平成26年8月14日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、沿海北部地区県営土地改良事業（延岡市・日向市・門川町・美郷町、広域営農団地農道整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月14日から平成26年5月15日まで
- 3 縦覧場所  
延岡市役所農林水産部農山村整備課内  
日向市役所産業経済部農業水産課内  
門川町役場産業振興課内  
美郷町役場建設課内

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2490号により公告した基本測量（基本重力測量）が平成26年3月14日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
都城市簗原町
- 3 作業期間  
平成26年 3 月10日から平成26年 4 月20日まで

--	--